

国外居住親族に係る扶養控除等について

年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除（以下「扶養控除等」）又は配偶者特別控除の適用を受ける方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に必要事項を記入の上、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出してください。

「国外居住親族」とは…
非居住者である親族
「非居住者」とは…
居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人

親族関係書類	<p>次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が申告者の親族であることを証するもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）</p> <p>① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類（原本）及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し</p> <p>② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（原本）（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）（例）戸籍謄本その他これに類する書類、出生証明書、婚姻証明書</p> <p>※ 扶養控除等申告書などの申告書を提出する都度（毎年）、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出する必要があります。</p> <p>※ 1つの親族関係書類ではその給与所得者の親族であることが確認できない場合であっても、複数の書類を組み合わせることにより、申告者の国外居住親族であることが確認できるのであれば、国外居住親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除を適用することができます。</p>
送金関係書類	<p>次の書類で、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）</p> <p>① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその申告者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類</p> <p>② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等によりその商品等の購入等の代金に相当する額をその申告者から受領したこと等を明らかにする書類</p> <p>※ 送金等は国外居住親族各人に対して行われなければなりません。例えば、国外に居住する配偶者と子がいて、生活費等を配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者のみに対するものとして取り扱い、控除が適用されるのも配偶者のみとなります。</p>

申告書の種類等		記入要領	添付書類
令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書	A 源泉控除対象配偶者 B 控除対象扶養親族	該当者の「非居住者である親族」欄に、「○」を記入してください。	「親族関係書類」 及び 「送金関係書類」
	B 控除対象扶養親族	該当者の「生計を一にする事実」欄に、令和3年中に該当者に送金等をした金額の合計額を記入してください。	
	住民税に関する事項※ （16歳未満の扶養親族）	該当者の「控除対象外国外扶養親族」欄に、「○」を記入してください。 「左記の内容」欄に、令和3年中に該当者（16歳未満）に送金等をした金額の合計額を記入してください。	
令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書	A 源泉控除対象配偶者 B 控除対象扶養親族	該当者の「非居住者である親族」欄に、「○」を記入してください。	「親族関係書類」 （「送金関係書類」は、令和4年の年末調整時に提出）
	B 控除対象扶養親族	該当者の「生計を一にする事実」欄は、令和4年の年末調整時に、令和4年中に該当者に送金等をした金額の合計額を記入してください。（今回は記入不要）	
	住民税に関する事項※ （16歳未満の扶養親族）	該当者の「控除対象外国外扶養親族」欄に、「○」を記入してください。	
令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書		「非居住者である親族」欄に、「○」を記入してください。 「生計を一にする事実」欄に、令和3年中に送金等をした金額の合計額を記入してください。	「親族関係書類」 及び 「送金関係書類」

※住民税に関する事項

「控除対象外国外扶養親族」とは、国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満である人をいいます。当該扶養親族の親族関係書類及び送金関係書類については、住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」裏面参照）

詳細については国税庁 HP をご覧ください。

国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A（源泉所得税関係）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>